

指標 16.1.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.1.1 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（性別、年齢別）

ターゲット 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

- 定義
 - 1 年間(暦年)に都道府県警察で認知した殺人事件の死者数を、人口で割った数値
- 概念
 - 1 認知とは、犯罪について、被害の届出若しくは告訴・告発を受理し、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第69条第1項若しくは第78条第1項による事件の移送（以下「事件の移送」という。）を受け、又はその他の端緒によりその発生を確認することをいう。ただし、事件を移送する場合を除く。「犯罪統計細則(昭和46年10月6日警察庁訓令第16号)」
 - 2 人口は、総務省統計局の推計人口(各年10月1日現在)を用いている。
- 根拠及び解釈
 - 我が国の犯罪統計から抽出している。
 - 意図的な殺人行為による犠牲者の数は、犯罪統計のうち殺人罪で認知した事件の被害者（死者）の数を計上したものである。

データソース及び収集方法

犯罪統計規則(昭和40年9月16日国家公安委員会規則第4号)に基づき、全国の都道府県本部から報告された資料により作成。

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
 - 1 年間(暦年)に都道府県警察で認知した殺人事件の死者数を、人口で割った数値。

○ コメントと限界

殺人事件の死者数について、年齢別は把握していない。

データの詳細集計

殺人事件の死者数について、男女別での算出が可能。

参考

<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/year.html>

データ提供府省

警察庁

関連政策府省

警察庁、法務省

担当国際機関

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）

世界保健機関（WHO）